

嘉手納基地へのF A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機及びA V 8 B ハリアー戦闘攻撃機の飛来に対する意見書

嘉手納基地報道部より8月上旬から約1か月余りの予定で、岩国基地所属のF A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機12機とA V 8 B ハリアー戦闘攻撃機8機が、通常訓練のため同基地に一時移駐するとの連絡を受けた。

F A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機の一時移駐は、去る5月7日と6月25日同様、機数及び移駐期間が同じく帰還と同時に再び飛来することは、常駐と言わざるを得ない。また、同戦闘攻撃機が嘉手納基地に配備中、殺傷能力が高く世界的に禁止が進むクラスター爆弾を使用しての訓練も実施しているとみられ、今回も同様な訓練を行う可能性が高い。

本町議会では、去る7月に関係機関に抗議等を行った。にもかかわらず、再び同機を始め、他の外来機が飛来することに対し、町民は強い憤りを覚える。

さらに、同基地には、5月末から米ニューメキシコ州ホマロン空軍基地所属のF 2 2 A ラプター戦闘機12機が、約4か月間の長期にわたり訓練を行なっている中、更に20機が一時移駐すれば騒音被害が増大するのは明らかである。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、度重なる外来機の飛来、訓練に対し強く抗議するとともに、関係機関に下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 いかなる理由にせよ、外来機の飛来や訓練を止めること。
- 2 大量殺傷兵器（クラスター爆弾）の使用を止め、即時撤去すること。
- 3 外来機の飛来状況や訓練の内容を速やかに公表すること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年8月10日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長